イタリアの税務番号 (codice fiscale)

小島 晴洋

2012 年 9 月から 1 年間、イタリアのミラノ・ビコッカ大学 (Università degli Studi di Milano-Bicocca) で長期在外研究をさせていただいた。本文は、その随想である。

1. ビザと滞在許可証の取得のこと

(1) ビザ

1年間の長期在外研究のためには、まず、ビザを取得しなければならない。イタリア大使館のホームページなどから情報を集め、また実際に三田の大使館領事部の窓口まで足を運んで相談する。必要書類のうち、費用の証明など、専修大学に係るものは問題ない。カギになるのは、留学先の大学からの招聘状である。

ルールによれば、招聘状は、先方大学の学長や学科長などの然るべき役職の名前によって大学のレターヘッドの入った正式な用紙で作成されたものであり、かつ、所定の内容がもれなく正確に記載されている必要がある。1990年代くらいまでは、大学の「正教授」の名前の手紙でさえあれば問題がなかったようであるが、現在は厳しくなっている。

先輩方と相談し、また思案した上、結局、論文で名前を知っているだけの、ミラノ・ビコッカ大学フランコ・スカルペッリ (Franco Scarpelli) 教授に手紙を書き、お願いしてみることにした。ちょうどビコッカ大学では、設立が新しいせいか、イタリアの大学には珍しく、Visiting professor や Visiting researcher についての規定が設けられ、制度化されていたのである。

郵便事情の関係で時間がかかったが、しばらくの後、「了解」のご返事をいただいた。 イタリアのプロフェッソーレたちは、基本的に親切である。その後はメールでやりとりを しながら、招聘状の作成をお願いすることになったが、約半年間、スカルペッリ教授のみ ならず、招聘状作成の担当事務局など大学の各方面の方々に、大変なお手間を取らせるこ とになってしまった。大使館から指示された条件を満たすことが、それだけ難しかったの である。詳細は省略するが、とはいえ最終的にはなんとか所定の招聘状を作成してもらい、 私と家内の2人分のビザを手にすることができた。

(2) 滞在許可証

無事にイタリアに到着したが、1年間合法的に滞在するためには、ビザをもっているだけではダメで、滞在許可証が必要である。滞在許可証の申請は、入国後8日以内に行わなければならない。

現在の仕組みでは、滞在許可証の申請は、所定の郵便局で行うことになっている。申請 書の様式書類を手に入れるところから難儀したが、これも詳細は省略。複数の郵便局に何 度か足を運んだ末、無事に申請を行うことができた。

郵便局で申請が受理されると、その場で「受理証」が発行され、また最寄りの所轄警察署に出頭すべき日時が指定される。そこで審査が行われるとのことであったが、約2週間後、指定の警察署に出頭すると、ほとんど流れ作業で写真照合や指紋採取が行われただけであった。指紋採取は、両手とも5本指すべてについて行う。私の指紋は簡単に取れたが、家内の指紋採取は難航している。どうもハンドケアの化粧品が災いしているらしい。しかし担当の若い男性職員は、イタリア語が不自由な家内に対しても、辛抱強く丁寧に対応してくれていた。やはり女性に親切である。

「審査」はすぐに終わり、約4週間後には滞在許可証ができる、連絡するので取りに来 いという。その時点では、「なるほど、これがビザの威力というものか」と感服していた が、そう一筋縄ではないことが後に判明する。

1ヶ月も経たないうちに、連絡が来た。携帯電話の SMS である。私の滞在許可証が届いているから取りに来るように、と書いてある。指定日時に所轄警察署に出向くと、その通りに滞在許可証が渡された。IC チップ付きのカード型で写真入り、氏名、生年月日、有効期限などが記載されている。記載事項の中に、annotazioni(付記)というのがあり、そこには数字とアルファベットからなる 16 桁のコードが記されている。これが、税務番号 (codice fiscale) であった。

ところで、私の滞在許可証はあっけないくらいに入手できたが、家内の滞在許可証が出ない。警察署の「審査」(すなわち指紋採取)までは私と同じであったが、その後連絡が来たのは私の滞在許可証に関してだけであり、家内の滞在許可証に関しては、まったく連絡がない。警察署に問い合わせても、「必要なことがあれば連絡します」の一点張りである。イタリア警察のサイトには、滞在許可証の審査状況を確認できるページがあり、申請



ビコッカ大学外観

受理番号などを入力すれば個人ごとの状況がわかる仕組みになっているが、それを見ても常に「審査中」である。結局、帰国まで、家内の滞在許可証は出なかった。在東京の大使館からは、「滞在許可証のために必要ですから」といわれて戸籍謄本のイタリア語訳等を用意していたが、結果的に使用する機会はなかった。ビザと、同時に滞在許可証申請の「受理証」を保有していれば、不法滞在には当たらないとの説明であったが、中途半端な状況での精神的な不安は如何ばかりであったろうかと、家内の心中を思いやる次第である。

2. 大学のこと

(1) ミラノ・ビコッカ大学

ミラノの文科系大学としては、国立ミラノ大学、カトリック大学、ボッコー二大学があったが、市内や近郊の学生数と比べて施設が不足していることが指摘されていた。そのため 1990 年代に、いわば「第二国立大学」として誕生したのがビコッカ大学であった(ただし、文科系のみならず医学部などの理科系を含む総合大学である)。法学部などの文科系



左から、シモーネ、スカルペッリ教授、筆者、ロレンツォ

キャンパスは、ミラノ市内北部の工場跡地 (有名なタイヤメーカー Pirelli の工場) を再開発した地域に位置し、しゃれた町並みになっている。当初はトラム (路面電車) で行くしかなく時間がかかったが、私の留学中に新しい地下鉄 (5号線) が開通して便利になった。

受入れ教員となってくれたスカルペッリ教授は、労働法が専門である。イタリアでも労働法と社会保障法は密接に関連する領域であるが、研究者個人としてはやはりより専門的な分野をそれぞれ研究対象としている。私が研究テーマとした「社会保障給付の自動性の原則 (Principio dell'automaticità delle prestazioni previdenziali)」は、社会保障法の中で

もかなり特殊な分野のため、スカルペッリ教授自身に指導をお願いするというよりむしろ、より詳しい他大学の研究者を紹介してもらうという形になった。また、教授自身は週に2回程度大学に来られていたが、講義以外に学内の会議などに忙しく、研究室に滞在される時間は少なかった。その代わり、弟子の若い研究者がほぼ毎日研究室に来ており、私の良きアドバイザーになってくれた。なかでも、シモーネとロレンツォの2人(いずれもファーストネーム)には、学内の諸手続から文献や判例の調べ方まで、大いにお世話いただいた。

(2) 研究環境

研究環境について大学にお願いしたのは、次の3項目であった。すなわち、 デスクの 確保、 図書館の利用、 学内でのインターネットの接続、である。

「デスク」については、最悪の場合には図書館の閲覧室が使用できればよいか、と考えていた。到着してまもなく、9月に学内を案内してもらったときに、きれいに整理整頓され居心地の良さそうな閲覧室の環境が気に入っていたからである。しかし、新学期が始まると、閲覧室は、たちまち学生たちで一杯になった。みな、ノートやパソコンを広げ、一心不乱に勉強している。空席はほとんどなかった。日本とは大違いである。結局、スカルペッリ教授の研究室内の空きデスク(弟子たちのうち、時々顔を出すメンバーが使用することが多い)を利用させてもらうことになった。

「図書館」は、もちろん利用できたが、新設大学であるが故に蔵書が限られていた。 ただ、相互貸借システムが充実していたので、頼めばすぐに取り寄せてくれた。研究テーマのために必要であったファシズム時代の雑誌論文なども、問題なく入手できたのは幸いであった。

「学内インターネット接続」のためには、学内の情報担当部局に申請してIDやパスワードをもらわなければならない。私は正式な Visiting researcher としての身分であったから、もちろん利用資格の点での問題はなかった。しかし、申請書には、税務番号を記載する欄がある。そしてそれは、必須であるという。シモーネもロレンツォも、いろいろ担当部局と掛け合ってくれたが、「理由の詳細は不明」だがとにかく税務番号が必要であるとのことであった。結局、11月の滞在許可証の交付ののち、そこで入手した税務番号を申請書に記載することにより、ようやく学内での接続が可能になり、ビコッカ大学のメールアドレスももらうことができた。

3. スーパーマーケットの会員カードのことなど

(1) ミラノのスーパーマーケット

イタリアは伝統的に個人商店が多いが、近年は日常の買い物はやはリスーパーマーケットが多く利用される。言葉が不自由な外国人にも便利である。

ミラノにも複数のスーパーマーケットのチェーンがあるが、近所にあってよく利用したのが、エッセルンガ (Esselunga) とビッラ (Billa) であった。前者はミラノを本拠として北イタリア一帯に展開しているチェーンであり (ちなみに Esselunga とは、日本語で言えば「長寿堂」といったところだろうか)、後者はオーストリアが本拠で北イタリアにも進出しているチェーンである。

イタリアでも、各スーパーは顧客の囲い込み戦略をとっており、それぞれ会員制度を設け、「会員カード」を発行している。カードがあれば受けられるメリットは、主に、 値



エッセルンガの会員カード

引き、 ポイント制度、 随時のキャンペーンの3種類であり、おおむね日本と同様であるが、たとえば値引きに関していえば、特売品の価格が「会員のみ半額」になるなど、会員と非会員との格差が大きい。1年間という比較的短期の滞在者にとっても、会員になることにはかなりの魅力があった。

エッセルンガの顧客サービスカウンターで、どうすれば会員になれるかを聞いたところ、「税務番号さえあれば大丈夫」と言う。ここでも「税務番号」である。結局、やはり私の滞在許可証の交付ののち、私の名義で会員カードを作ることとなった。そのカードは通常は家内が持ち歩き、買い物に利用する。私が同伴せず、家内が一人で買い物をしても、レジでとやかく言われることは一切なかった。

ところで、もちろんビッラでも会員カードを作ってもらったが、そこでは税務番号は不要であった。取扱いがなぜ違うか、その理由は未だ不明である。

(2) 公共交通機関の市内定期券など

税務番号が必要とされたことは、ほかにもあった。

ミラノ市内の公共交通機関の1回乗車券(地下鉄、トラム、バス共通)は1.5 ユーロであったが、「1ヶ月券」というのを買うと30 ユーロで済む。この1ヶ月券は、顔写真入りのICカードであったが、一月間市内乗り放題というのはお得である。ただし、やはり購入のために税務番号が必要とされた。ちなみに、有効期間は必ず暦上の「1月」、「2月」、「3月」等であり、月の途中で買うと少し損をする。知らなかった私は、初回、ちょうど月半ばで購入してしまったのであった。

また、イタリアといえばオペラ、オペラといえばミラノ・スカラ座であるが、スカラ座のチケットをインターネットで予約・購入する場合も、税務番号が必要であった。スカラ座の窓口で行われる前売りは、年間予約やインターネット予約で販売された「残り」が売られるだけであり、良い席はインターネットで早めに確保しなければならないのである。

その他、すべて記憶しているわけではないが、インターネットで予約したり購入したりする場合、買い物時の店頭で「会員になれば割引になります」といわれて会員登録をした場合など、税務番号が必要とされたケースはかなりの数に上る。帰国時に引っ越し荷物を送り出したが、船便を送るのにはやはり税務番号が必要であった(航空便には不要であった)。

4. 税務番号のことなど

(1) そもそも税務番号とは

税務番号は、個人、権利能力なき社団などに与えられる識別番号である(会社などのためには、別の番号制度がある)。1973年9月29日大統領令605号によって導入された。本来は税務事務のためのものであるが、現在はその他の行政分野においても広く用いられている。

イタリア人については出生と同時に与えられる。イタリアでは、公的医療保障制度として全国民を対象とした国民保健サービス制度 (Servizio Sanitario Nazionale) が採用され

ているため、現在は、そのための IC カード (日本風にいえば、一種の保険証) に、税務番号が記載された形で交付されているのが一般的であるようである。

数字とアルファベットからなる 16 桁のコードであるが、一定のルールに従って、氏名、 生年月日、性別、出生地などのデータから作成される。現在、ルールは一般に周知されて いるようであり、これらのデータを入力すれば自動的に税務番号を作成してくれるホーム ページもある。

外国人に対しては、私の場合のように、滞在許可証の交付と同時に与えられるのが最近の取扱いのようであるが、以前は、自分で税務署 (Agenzia delle Entrate) に出向く必要があったと伝えられている。もっとも現在でも、税務署に出向きさえすれば滞在許可と関わりなく交付してもらえる、との情報もある。イタリアでは、時期により、また場所により、取扱いが異なっても不思議はないので、こればかりは実際に試してみないとわからない。

(2) INPS (全国社会保障機構) と税務番号

INPS (Istituto Nazionale della Previdenza Sociale) は、イタリアにおける最大かつもっとも主要な社会保障実施機関である。設立は、1898年に遡る。当初の任務は労働者の年金給付であったが、20世紀の歴史の中で、次第に農業者や自営業者の年金制度も運営するようになっていった。さらに、社会保障制度の発展に伴って新しく登場した給付制度(福祉年金の類など) は、ほとんどが INPS の担当とされた。近年は、もともと別組織で運営されていた公務員年金制度、軍人年金制度なども INPS に統合され、また、航空・電話・電力・鉄道などの個別領域の年金基金も INPS の傘下で運営されている(統合されたものも多い)。年金制度の一元化はイタリアでも進行しているが、それを一手に引き受けているのが INPS である。

INPS の業務は、年金分野に限られない。家族手当、障害者手当なども INPS の所管であり、また、全国的に試行されている公的扶助給付もそうである。イタリアでは、福祉給付を実施するために ISEE (調整経済状態指数) という制度が導入され、各世帯の経済状況が統一的に把握されている。地方自治体が福祉サービスを行う場合などに、給付に差を付けたり、利用者自己負担額を算定したりするために用いられるが、その ISEE を算定し、管理するのも INPS の仕事である。いまや、年金とか福祉とかという制度区分とは関わりなく、「金銭給付に関係するものはすべて INPS の担当」という感がある。

統計によれば、INPS からの年金受給者は 1600 万人、加入者は 2400 万人 (労働力人口の 82%)、その他も含めると INPS となんらかの形で関係する国民は 4000 万人以上であるという。当然のこととして、個人個人を確実に識別することが重要になってくる。

INPS は、かつて独自の被保険者番号制度を有していた。しかし、社会保険における保険料徴収逃れは、脱税と同様に、イタリア経済社会における宿痾とされてきた。業務範囲が拡大していくにつれて、INPS では、独自の番号に代わって税務番号が個人識別のために用いられるようになってきている。それが功を奏したのかは定かでないが、最近は、INPS の保険料徴収逃れの話題を聞くことが少なくなっているような気がする。

5. 日本の「マイナンバー」のこと

私の在外研究中の2013年5月24日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆるマイナンバー法)が制定された。2015年10月頃には、すべての国民に個人番号が通知カードで通知され、2016年1月頃から、社会保障の給付申請書に個人番号を付する等、実際に個人番号の利用が開始されるとのことである。1985年に挫折したグリーン・カード制度以来、日本でもようやく個人識別番号が制度化されることになった。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する事務でのみ利用することとされている。たとえば年金分野にはすでに「基礎年金番号」があるが、これらの既存の番号とは、当面は併用されるにしても、いずれはマイナンバーに一本化されていくという。税務署、日本年金機構、全国健康保険協会、市町村などを相手方とするさまざまな手続には、マイナンバーが必要とされることになるのだろう。そのあたりは、イタリアの税務番号と同じような感じなのであろう。

さて、民間事業者がマイナンバーを取り扱うことがあるのだろうか。これについて、マイナンバー法では、民間事業者が他人の番号を取り扱うことができるのは社会保障手続や法定調書作成などの限定された場合に限られ、広く一般に個人番号を取り扱うことは認められないものとされている。許されるのは、たとえば、会社の人事部門で、従業員やその家族の番号を日本年金機構に届け出る場合とか、「給与所得の源泉徴収票」を作成して税務署に提出する場合などである。それ以外の場合の番号の収集・保管は禁止されているので、スーパーマーケットの会員カードのために必要だということは、なさそうである。

脱税や保険料徴収逃れが許されないことは当然であり、そのためには個人を識別するための番号の制度化がやはり必要なのは確かであろう。しかし、同時に重要なのは、それが「適切に運用されること」である。この種の番号は、適切に活用されている限りは便利なことこの上ないが、いったん悪用された場合のダメージは大きい。その点、イタリアの税務番号は、いかにもイタリアらしく(?)、おおらかな制度のように見える。日本のマイナンバーは、どのように発展していくのだろうか。